

令和6年度 玉野市 企業立地雇用促進奨励金

事業目的：市内での企業立地を行う企業等に対して奨励金を交付することで、
地場企業の活性化と、雇用機会の拡大、市民生活の安定と向上を図る

玉野市役所 商工観光課
TEL: 0863-33-5005
FAX: 0863-33-5001
mail: syoukougankou@city.tamano.lg.jp

〈対象者〉

- 市税を滞納していない
- 暴力団員等ではない（玉野市暴力団排除条例第2条）
- 市内に対象施設（右記）を新設、または増設する
※認定申請時に事業所が市内にあるかどうかは問わない
- 新設または増設する対象施設の建築面積500㎡以上である
- 交付申請時における従業員の総数が、認定申請日と比べて増加している
- 対象施設の創業・営業開始に伴う市内在住の新規常用雇用者が5人以上（中小企業者は2人以上）
※新規常用雇用者…認定申請日以降に雇用されたもので、雇用保険法の被保険者になっている

〈対象施設〉

- 製造工場・研究所・農産物工場・物流施設など
- 日本標準産業分類に定める「大分類-E 製造業の項目にある工場」
 - 工場製品に係る研究所、高度情報処理産業に係る事務所
 - 農水産物を工業的技術により効率的かつ計画的に生産する施設
 - 道路貨物運送業や倉庫業等を営む者が自ら使用する倉庫 など

（例）

〈奨励金額〉

市内在住の新規常用雇用者1人につき10万円（上限額50万円）

※認定申請日と交付申請日で常用雇用者を比較し、
交付申請日において認定申請日の総数より増加した人が対象

認定申請日の 常用雇用者数	交付申請日の 常用雇用者数	対象
100人	100人	対象外（増加していない）
100人	105人	5人が市内在住なら対象 （中小企業は、5人のうち2人以上が市内在住であれば、2人以上が対象）
100人	110人	10人のうち市内在住が5人まで対象 （中小企業は、10人のうち2人以上が市内在住であれば、5人まで対象）

事業開始前（認定申請書を提出）	事業実施～完了後（交付申請書等の提出）	奨励金の支払い
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定申請書 <input type="checkbox"/> 新設または増設する場合の建設計画書 （平面図や立体図など、建物の面積が分かる図面を添付） <input type="checkbox"/> 用地の取得と面積を証明する書類 （例：用地の賃貸借契約書の写し） <input type="checkbox"/> 認定申請日における、雇用保険の事業所別被保険者台帳の写し <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本の写し <p>※事業実施30日前までに申請してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除条例に係る誓約書 <input type="checkbox"/> 新設または増設した施設の建設概要 （平面図や立体図など、建物の面積がわかる図面を添付） <input type="checkbox"/> 施設の取得を証する書類（例：登記簿の写し、領収書） <input type="checkbox"/> 新規常用雇用者の一覧と、その住所が分かる書類（住民票 等） <input type="checkbox"/> 交付申請日における雇用保険の事業所別被保険者台帳の写し <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 （税務課にて取得、玉野市税の課税がない場合、前所在地にて取得） <p>※操業または営業開始日から1年以内に提出してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 奨励金請求書 <p style="text-align: center;">↓ 指定口座へ振込</p>

〈注意事項〉

- 奨励金の対象になるかどうかについては、必ず申請前にお問い合わせください
- 事業が複数年度にわたる場合は別途ご相談ください
- 当該施設について、現地確認をする場合があります
- 奨励事業者の氏名または名称、事業内容等についての公表を行う場合があります
- 当該新規常用雇用者が5年以内に離職や転居し、その後6ヶ月間新たに雇用されない場合は、交付した奨励金の金額または一部返還を求める場合があります。
- 交付申請書は令和7年2月28日（金）までに提出してください
（予算額に達した時点で締切）